

風水害対策編

目 次

第 1 章 総 則		1
第 1 節	過去の顕著な災害	1
第 2 節	予想される災害と地域	1
第 2 章 災害予防計画		2
第 1 節	総則	2
第 2 節	河川災害予防計画	2
第 3 節	道路・橋りょう・鉄道災害防除計画	5
第 4 節	砂防・地すべり・がけ崩れ等予防計画	5
第 5 節	農地災害防除計画	9
第 6 節	倒木被害防除計画	9
第 7 節	盛土災害防除計画	10
第 8 節	避難情報の事前準備計画	10
第 9 節	避難誘導體制の整備計画	11
第 10 節	防災知識の普及計画	11
第 11 節	自主防災活動	12
第 3 章 災害応急対策計画		12
第 1 節	指定水防管理団体、水防機関	12
第 2 節	水防組織及び非常配備体制	12
第 3 節	水防に関する予警報	12
第 4 節	情報収集・伝達	13
第 5 節	広報活動	13
第 6 節	水防信号及び水防標識等	13
第 7 節	避難のための立退	14
第 8 節	水防倉庫及び水防資機材の整備	14

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、砂防・地すべり・がけ崩れ等予防計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

本市では、季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

- 藤枝市における災害（風水害）の記録（資料編8-1）
- 静岡県地方に大災害を引き起こした台風（資料編8-2）

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

瀬戸川水系の各河川は、古くから流域の気象・地形特性により数多くの水害が発生しているが、近年の河川改修とともに砂防施設の整備も進み、洪水や土砂流出による被災は減少しつつある。しかしながら、上流部や支川では整備が遅れ、浸水被害が発生している。

また、新東名高速道路のインターチェンジ、パーキングエリアが建設され、今後、流域の土地利用の高度化に拍車がかかることが想定されることから、内水氾濫・洪水の発生が懸念される。

さらに、瀬戸川沿いの背後地は密集市街地を抱え、人口、資産が集中しており、洪水が発生した場合には、甚大な被害が予想される。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

山間地域が多い本市においては、山地及び斜面において大雨又は地震による地すべり、山・がけ崩れ等が起りやすく、道路途絶等の被害が予想される。災害履歴の調査によると、主な災害時には瀬戸谷地区、稲葉地区、葉梨地区、岡部地区などにおいて山・がけ崩れや土砂の流入の発生により、住家、農地、道路、橋りょうなどが被害を受け、地区交流センター等への避難や道路の通行不能といった状況に度々見舞われている。

なお、市内で土砂災害警戒区域が772箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

- 土砂災害警戒区域等の指定状況（資料編9-8）

第2章 災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

県及び市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

県及び市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築防止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

県、市、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 治水事業

本市の河川流域は、南西端に大井川が位置し、大井川とＪＲ東海道本線の間は栃山川水系の栃山川、黒石川、ＪＲ線以北は瀬戸川水系の瀬戸川、朝比奈川、葉梨川の流域及び小石川流域となっている。

市中心部は主要河川の改修が進み、外水による浸水被害は減少の傾向にあるが、近年、集中豪雨や局地的大雨が増加傾向にあることや、流域の市街化進展などによる土地利用変化により、流出量が増加し、本川に流入する支川の氾濫や地盤の低い場所での浸水など、内水による被害が発生している。

また、上流域における森林荒廃が進み、保水能力が大きく変化しつつあるので、実態の把握に努めるとともに、災害予防工事の積極的な促進を図る。

(1) 一、二級河川

国、県において、各所管の整備計画に基づき、改修事業が進められているが、最近の著しい地域開発等による流域及び河川の状況を把握し、河川改修工事の促進を図る。

(2) 準用河川等

市街地の外縁的な伸展に伴い、雨水の流出量が増加し、相対的に浸水・溢水被害の増大が予測されるため、市街地周辺の準用河川について河道整備、局部改良工事、調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し、台風、大雨等による浸水被害の軽減を図る。

■主要河川の概要（資料編9-3）

(3) 流域治水対策

二級水系の流域においては、河川の流下能力不足、低平地の排水不良、市街地の進展、農地の減少による保水力の低下など、様々な複合的要因により浸水被害が発生していることから、各流域において、関係機関が密接に連携し、被害の防止、軽減に資する流域における治

水対策を総合的に検討のうえ、計画的に推進するものとする。

2 雨水排水対策

内水被害が常襲する箇所においては、パトロール等により状況把握に努めるとともに、用排水路における水門などの適正な管理、ポンプ施設の整備による強制排水、バイパス水路の整備などの対策を行い、浸水被害の軽減に努めるものとする。

3 雨水流出抑制

土地利用事業については、雨水調整指導をするほか、流域内に雨水貯留及び浸透施設の設置又は普及を図り、雨水流出抑制により治水安全度向上に努めるものとする。

4 浸水想定区域の指定と通知

- (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定め、その水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- (2) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。
- (3) 県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表する。
- (4) 知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。
- (5) 県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難行動に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (2) 市は、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。
 - イ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。
- (3) (2) のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

イ また、市長はアの要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

ウ 市長は、イの指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとし、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

(4) 市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難行動に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

■洪水及び土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時要援護者施設一覧（資料編 9-4）

(5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6 危険区域の設定及び監視警戒

(1) 災害の発生に際し、人命・身体・財産に著しい被害を生ずるおそれのある地域を事前に想定し、異常降雨又は河川の水位が上昇したときは、危険区域内住民への予警報及び巡視警戒が迅速に行えるよう監視体制の強化を図る。

(2) 国、県が公表している想定最大規模降雨洪水氾濫時の浸水想定区域図に基づき、浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食、氾濫流）、早期立退き避難が必要な区域などを示した洪水ハザードマップを作成し、周知する。

7 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は、平常時から点検・整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修繕を行い、また、危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等についてあらかじめ検討するものとする。

8 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の仕組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域

を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画

1 道路・橋りょう

交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。

なお、道路管理者は、発災後の道路上の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保

について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

また、災害による交通量の変化、地形の変化、道路敷外からの落石に対する処置等を勘案し、通

行危険箇所の解消に努めるものとする。

■道路・橋りょうの現況（資料編9-9）

■市道・橋りょうの内訳（資料編9-10）

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第4節 砂防・地すべり・がけ崩れ等予防計画

本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等かたを十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励等、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努めるものとする。

1 砂防事業

（1）砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊防止事業

砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく事業の主体は国、県であるが、危険区域の指定、えん堤・よう壁の築造等について、当該地域住民の協力を得て事業の実施を促進する。

■土石流危険渓流一覧表（資料編9-5）

■地すべり危険箇所等一覧表（資料編9-6）

■急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（資料編9-7）

■土砂災害警戒区域等の指定状況（資料編9-8）

（2）治山事業

山地の崩壊防止、水源かん養等の保安林改良事業を推進し、合わせて管理体制の強化を図るとともに、荒廃地の解消を目的とする造林事業の促進と乱伐の防止により、自然保護と調和した防災事業を促進する。

2 急傾斜地崩壊対策事業

（1）急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害により人命を保護するため急傾斜地崩壊危険区域を指定し、法面工、よう壁工等、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

（2）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

激甚な風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれがあるので、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業により、当該箇所を緊急に施工する。

(3) 危険箇所の把握

「傾斜度30°以上、高さ5 m以上の崖」を対象とした調査結果により、危険箇所に位置づけられた地域に対し、それらの周知を徹底するものとする。

3 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し保安措置を講ずるよう行政指導を行うものとする。

4 崩壊防止工事の実施

個人財産は個人が守ることが原則であり、家屋の安全のための防災工事を施工することも本来個人の責任であるが、事業採択要件を満たす場合は、崩壊防止工事が可能となるので関係団体と連携を密にし、実施の促進を図るものとする。

5 がけ崩れに対する注意事項

(1) 危険な崖

- ア 崖の傾斜が30°以上
- イ 高さ5 m以上の崖
- ウ 傾斜に凹凸がある崖
- エ 上部が覆いかぶさっている崖
- オ 湧水があったり豪雨の水が集まる崖
- カ よう壁や地盤に割れ目のある崖
- キ 過去周辺で崩れたことがある崖
- ク 人の手を加えている崖
- ケ 表土の厚い崖
- コ 岩が土のように風化している崖
- サ 堅い岩でも割れ目の多い崖
- シ 水に弱い土質の崖

(2) がけ崩れ防止のための禁止行為

- ア 崖下を切ったり、崖の上に土を盛るなど、崖に手を加えること。
- イ 水を垂れ流したり、崖の上に水を溜めたりすること。
- ウ 崖に構造物を作ること。

(3) 簡単な予防措置

- ア 水路の掃除及び雨水が、崖に流れないようにする。
- イ 不安定な土壌を切取り、ビニール等で地肌を覆い雨水の浸透を防ぐ。
- ウ 風で地盤を揺さぶる樹木は短く切る。
- エ 木や板の柵で土留をする。
- オ 構造物の異常は修理補強する。

6 土砂災害のソフト対策

(1) 土砂災害防止法の施行

- ア 土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

- イ 土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

ウ 市地域防災計画

（ア）市は、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所その他の避難場所及び避難路その他の避難行動に関する事項
- ③ 「災害対策基本法」第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（イ）市は、前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

エ 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

（ア）土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（イ）市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、（ア）の計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

（ウ）市長は、（イ）の指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（エ）要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

オ 住民への周知

（ア）市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所、指定避難所その他の避難場所及び避難路その他の避難行動に関する事項等、警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

（イ）県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。

カ 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、

国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。
この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

キ 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(2) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

市民の生命及び身体を保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市の避難指示の判断や住民の自主避難の判断を支援するために、対象となる市を特定して、県と静岡地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当）を活用しながら、自主避難等の防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対策を適切に行えるように、土砂災害の警戒に関する情報等を住民に伝達する。

県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、「藤枝市避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」により、直ちに避難情報を発令することを基本とする。

また、収集した土砂災害発生などの現地状況に関する情報について、県等の関係機関と共有することに努める。

市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報捕捉情報システム（県ホームページ等）の確認・把握に努める。

(3) その他のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害ハザードマップの配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネット（県ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等）による土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ、土砂災害特別警戒区域マップ等の公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

市は、土砂災害危険箇所表示板の設置、土砂災害・洪水ハザードマップの全戸配布及びインターネット（市ホームページ、Twitter、Facebook等）による公開、土砂災害防止法の区域指定に関する住民に対し、地域ごとの土砂災害ハザードマップの配布を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

■土砂災害警戒区域等の指定状況（資料編 9-8）

イ 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

県と市は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

7 総合的な山地災害対策

県及び市は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

毎年度、治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保有林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携に

より、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

第5節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進める。

また、農林施設の改修等を実施し、施設の増強を図り災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

1 農業対策

(1) 農業施設

ア ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

また、市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握し、大雨が予想されるときはあらかじめ放水し、ため池の水位を下げる等の維持管理を十分にするように努める。

イ 農道

道路の崩壊等のおそれがある危険箇所を把握するとともに災害を防止するための整備を図る。

ウ 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の保全整備を促進し、降雨による土砂の流出や崩壊を防止する。

エ 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するための補強措置をとるよう指導する。

(2) 農作物に対する措置

気象情報に留意して、常に予防の措置並びに対策を指導する。

(3) 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、防疫（予防接種など）を徹底するよう指導する。

なお、災害発生時には飼料確保が困難なので、事前に十分確保しておくことに留意する。

2 林業対策

(1) 林業施設

林道及び治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査し、補強を行う等の災害防止措置をとるものとする。

(2) 林野火災防止

ア 防火思想の普及、特に行楽期は、タバコの投げ捨て等の注意を促す。

イ 山林の巡回・巡視を行う。

ウ その他、標識・ポスター等を掲出して、啓発に努める。

第6節 倒木被害防除計画

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じること

への対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県及び市町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第 7 節 盛土災害防除計画

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第 8 節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 県は、市が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、指定緊急避難場所や指定避難所等への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階

で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップを実施し、普及促進に努める。

第9節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第10節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第12節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難行動等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

第11節 自主防災活動

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第18節「自主防災組織の育成」及び第19節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき、河川の洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」及び「藤枝市水防計画書」によるものとする。

第1節 指定水防管理団体、水防機関

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、「水防法」第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

指定水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該団体である市の防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

管理団体名	主要河川
藤枝市	大井川・瀬戸川・朝比奈川

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は消防機関（志太消防本部）及び水防団（藤枝市消防団兼任）をもって充てる。

第2節 水防組織及び非常配備体制

水防管理者（市長）は、気象情報等により洪水等のおそれがあると認められたときから洪水等による危険がなくなったと認められるまでの間、「藤枝市水防計画」に基づき、水防本部を設置し、水防活動を実施する。ただし、市災害対策本部が開設された場合は、その組織に統合されるものとする。

重要水防箇所、通信連絡、非常配備、水防信号等、水防活動の実施に必要な事項等は、「藤枝市水防計画書」による。

■藤枝市水防本部組織体制（資料編1-8）

第3節 水防に関する予警報

1 洪水警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川において、洪水の恐れがあると認められるとき国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同で、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。

【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報の河川名及びその区域】

河川名	区 域
大井川	左岸 島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで 右岸 島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

【静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報の河川名及びその区域】

水系名	河川名	区 域
瀬戸川	瀬戸川	左岸 藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで 右岸 藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで
	朝比奈川	左岸 藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで 右岸 藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで

2 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報

知事が定めた河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。

【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報を通知及び周知する

河川及びその区域】

水系名	河川名	区 域	区域延長
瀬戸川	葉梨川	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで	5, 550m
栃山川	栃山川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点から海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点から海まで	9, 800m

3 水防警報

国土交通大臣又は県知事が指定する河川又は湖沼に洪水による災害の発生が予想される場合に国土交通省静岡河川事務所長又は静岡県島田土木事務所長が発表するものである。

4 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入りやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第4節 情報収集・伝達

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「予警報の受領及び伝達計画」及び第6節「災害情報の収集及び報告計画」に準ずる。）

第5節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節「災害広報計画」に準ずる。）

第6節 水防信号及び水防標識等

1 水防信号

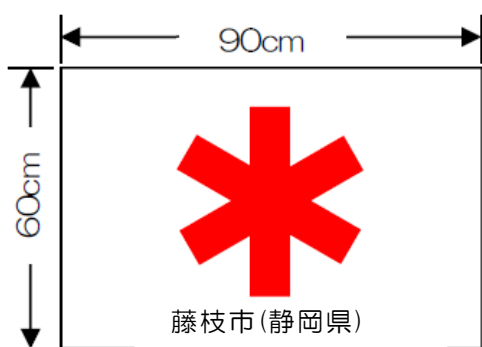
水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次のとおりで

ある。

区別/方法	説 明	警鐘信号	
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	休 休 休 ○ 止 ○ 止 ○ 止	約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第二信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—	約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○—○—○—○—○—○—○—	約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分約 5 秒 約 1 分約 5 秒 ○—— 休止 ○—— 休止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする		

2 水防標識

- (1) 水防法第 18 条の規定による水防標識（昭和 31 年 9 月 28 日県告示第 939 号）は次のとおりである。
- (2) 水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき、公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、次の標識を用うるものとする。
- (3) 水防のため現場に赴く職員は、次の腕章を装着するものとする。



水は赤色、外は白色

車載標識の寸法については、任意とする

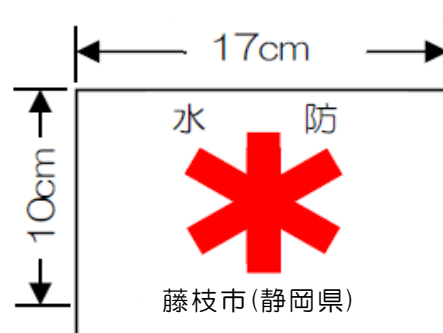
【車馬標識】



水は赤色、外は白色

形状については、適宜とする

【標燈】



水は赤色、外は白色

【腕章】

第 7 節 避難のための立退

（共通対策編 第 3 章 災害応急対策計画 第 10 節「避難救出計画」に準ずる。）

第 8 節 水防倉庫及び水防資機材の整備

円滑な水防活動を実施するため各河川に水防倉庫を整備し、水防活動用資器材の必要数量を保管し、定期的に点検を行う。

水防倉庫及び資器材の整備については、水防計画のとおりである。

（復旧・復興については、「共通対策編」第 4 章災害復旧計画に準ずる。）